

一般社団法人 日本キッズヨガ協会 入会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本キッズヨガ協会(以下「当協会」とする。)の入会制度について定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人には以下の種類の会員を置く。

(1)正会員

当協会の主旨に賛同し、キッズヨガ指導技術向上の意思があり、所定の電子式申込用紙を提出し、年会費を収めた個人を正会員とする。

(2)賛助会員

当法人の主旨に賛同し、所定の電子式申込用紙を提出し、入会金及び年会費を定めた個人を賛助会員とする。

(3)特別会員

当法人の趣旨に賛同し、所定の電子式申込用紙を提出し、入会金及び年会費を収めた法人を特別会員とする。

(入会)

第3条 当法人の会員となろうとする者は、別に定める電子式会員申込書を当法人に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第4条 当法人の会費は以下区分に従って入会金及び会費を納めなければならない。既納の入会金及び会費は、当法人の理事会の決定以外いかなる事由があっても返還しない。

(1)正会員

1名ごとに、入会金 4,000 円、年会費 6,000 円とする。入会金は入会時期にかかわらず一定額とする。

(2)賛助会員

一名ごとに入会金 4,000 円、年会費一口 1 万円とする。

(3)特別会員

一社ごとに、入会金 4,000 円、年会費 10 万円とする。

2 入会金及び会費には別途消費税が加算される。

(会費の納付)

第5条 当協会の会費は、4月1日より翌年3月末日を1単位として当該年度の前年度3月末日までに一括して会費を納めるものとする。

2 事業年度の途中に置いて会員となったものは、入会金及び初年度の会費を納めるものとする。

(正会員)4月から9月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 6,000 円

10月から3月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 3,000 円

(賛助会員)4月から9月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 10,000 円

10月から3月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 5,000 円

(特別会員)4月から9月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 10 万円

10月から3月入会申請時における入会金及び年会費 入会金 4,000 円年会費 5 万円

(申請月含む)

(特典)

第6条 会員には以下の特典を付与するものとする。

(1)得点の内容

(正会員)

1 幼稚園、保育園へ紹介

2 一般社団法人日本キッズヨガ協会HPに活動を掲載利用

3 連携HP制作会社の紹介

4 連携教育研究機関の利用

(賛助会員)

1 一般社団法人日本キッズヨガ協会HPに活動を掲載利用

2 連携HP制作会社の紹介

3 連携教育研究機関の利用

(特別会員)

1 協会認定スタジオ、団体として活動する

- 2 一般社団法人日本キッズヨガ協会HPに活動を掲載利用
- 3 連携HP制作会社の紹介
- 4 連携教育研究機関の利用

(会員入会手続き)

第7条 第3条規定の会員申込申請により当協会が申込を受領し、入会に特段の不具合が認められない場合は、仮入会を認められたものとする。

- 2 仮入会が認められた場合、申込者は、第4条に規定する入会金、及び初年度の会費を指定する期限までに納入しなければならない。
- 3 仮入会が認められた申込者には第5条の会員としての特典を付与する。
- 4 入会後に開催される理事会にて、入会の許可を得ることにより正式な入会とする。
- 5 理事会にて入会が不許可とった場合は、入会が取り消されたものとし、支払い済みの入会金年会費は返却する。